

雨水浸透阻害行為許可等のための  
雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル  
(技術的基準)

令和7年12月

福岡県 久留米市 河川課

**※本マニュアルは久留米市が許可権者となる区域に適用します。**

目 次 (1 / 2)

第1章 総則 .....	1-1
1-1 摘要 .....	1-1
1-2 用語の定義 .....	1-2
第2章 雨水浸透阻害行為許可について .....	2-1
2-1 特定都市河川流域 .....	2-1
2-1-1 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可について .....	2-1
2-1-2 特定都市河川流域界における流域変更の取り扱い .....	2-1
2-2 雨水浸透阻害の許可を要する行為 .....	2-2
2-3 雨水浸透阻害の許可を要しない行為 .....	2-4
2-3-1 既に着手している行為の許可の取り扱い .....	2-4
2-3-2 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲 .....	2-5
2-4 雨水浸透阻害行為をする土地面積の算定 .....	2-7
2-5 行為区域と一体の開発行為の定義 .....	2-8
2-5-1 行為区域の定義 .....	2-8
2-6 土地利用形態の判断と流出係数 .....	2-9
2-6-1 土地利用形態の判断 .....	2-9
2-6-2 行為前の宅地の範囲 .....	2-10
2-6-3 土地利用区分と流出係数 .....	2-11
2-7 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画について .....	2-14
2-8 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置 .....	2-17
2-9 雨水浸透阻害行為変更許可 .....	2-18
2-9-1 変更の許可等 (法第37条変更許可、変更届) .....	2-18
2-9-2 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為 (法第39条許可) .....	2-19
第3章 対策施設の流量計算方法 .....	3-1
3-1 法律等で規定された対策工事についての技術基準 .....	3-1
3-2 流出係数の算定 .....	3-2
3-2-1 土地利用形態ごとの流出係数 .....	3-2
3-2-2 行為前後の流出係数の算定について .....	3-2
3-2-3 集水区域が行為区域外を含む場合の流出係数 .....	3-3
3-3 基準降雨 .....	3-4
3-4 行為区域からの流出雨水量の算定 .....	3-5

## 目 次 (2 / 2)

3-5 対策工事の規模の算定	3-6
3-5-1 必要な対策工事の規模	3-6
3-5-2 対策工事の種類	3-7
3-6 浸透施設の規模の算定	3-8
3-6-1 浸透施設の効果の見込み方	3-8
3-6-2 設計に使用する浸透施設の浸透量の算定方法	3-9
3-6-3 浸透量の算定式で使用する各係数について	3-9
3-6-4 設計浸透量の算定について	3-16
3-7 貯留施設の規模の算定	3-17
3-7-1 貯留規模の算定方法	3-17
3-7-2 既存の防災調整池を経由する対策	3-19
 第 4 章 雨水貯留浸透施設の構造設計	4-1
4-1 雨水貯留浸透施設について	4-1
4-1-1 構造設計の一般事項	4-1
4-1-2 一般事項に適合した構造設計で使用した指針等の明記について	4-1
4-1-3 雨水貯留浸透施設の対策事例について	4-2
4-2 浸透施設について	4-4
4-2-1 浸透施設の構造の要件	4-4
4-2-2 浸透施設の共通材料の仕様	4-5
4-2-3 浸透施設の材料の空隙率	4-6
4-3 貯留施設について	4-7
4-3-1 貯留施設の構造の要件	4-7
4-3-2 放流施設	4-7
4-3-3 自然調節方式の放流孔(オリフィス) の最小口径	4-7
 第 5 章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査	5-1
5-1 雨水貯留浸透施設の施工	5-1
5-1-1 浸透施設の施工について	5-1
5-1-2 貯留施設の施工について	5-1
5-2 完了検査	5-2
 第 6 章 雨水貯留浸透施設の維持管理	6-1
6-1 浸透施設の維持管理	6-1
6-2 貯留施設の維持管理	6-2

## 第1章 総則

### 1-1 摘要

「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル（技術的基準）」は、久留米市内で特定都市河川流域に指定された流域において、雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事において実施される、雨水貯留浸透施設の設計・施工及び維持管理についての技術的指針を示すことにより、特定都市河川浸水被害対策法の適正な運用を図ることを目的とするものである。

#### 【解説】

##### (1) 本技術指針の目的

雨水浸透阻害行為の許可等にあたっては、法第32条及び政令第9条に定められた技術的基準に従った対策工事（雨水貯留浸透施設）の設置が必要である。

具体的な対策工事の評価方法については、「特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月）」において、具体的な貯留能力の評価方法が示されており、具体的な浸透能力の評価方法は指針・マニュアルを参考に合理的方法を用いることとされている。本指針では「特定都市河川浸水被害対策法解説（特定都市河川浸水被害対策法研究会編著）」、「増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）（雨水貯留浸透技術協会編）」、「下水道雨水浸透技術マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）」、「増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）（社会法人 雨水貯留浸透技術協会）」を参考に、浸透能力の評価方法を示した。また雨水貯留浸透施設の材料・構造等の標準的な技術指針も同文献を参考に示した。

本マニュアルは、法令の技術的基準への適合を評価するため、ガイドライン等を参考にとりまとめたものである。

##### (2) 適用の範囲

本技術指針は、久留米市が許可権者となる雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事に適用するものとするが、道路の透水性舗装に関しては、「道路路面雨水処理マニュアル（案）（平成17年12月）独立行政法人土木研究所編著」を適用するものとする。

## 1-2 用語の定義

### ■ 本技術指針の出典元・参考文献

本技術指針の出典元及び参考文献については、次のとおりの略称と記号を使用する。

なお、以下に示されないものについては、略称を用いない。

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法…法 **法**
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法施行令…政令 **政**
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法施行規則…省令 **省**
- ・ 久留米市特定都市河川浸水被害対策法施行条例…条例 **条**
- ・ 久留米市特定都市河川浸水被害対策法施行細則…細則 **細**
- ・ 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1)  
(編著 財団法人国土技術研究センター、監修 国土交通省都市・地域整備局下水道部、河川局)  
…ガイドライン **ガ**
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法解説 令和5年4月 (編著 特定都市河川浸水被害対策法研究会) …法の解説 **解**
- ・ 増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案） 令和2年 (編 社団法人 雨水貯留浸透技術協会)  
…協会指針案 **雨**
- ・ 下水道雨水浸透技術マニュアル 平成13年6月 (財団法人下水道新技術推進機構)  
…下水道マニュアル **下**
- ・ 増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案） 平成19年3月 (社会法人 雨水貯留浸透技術協会) …流域貯留指針案 **流**
- ・ 都市計画法に基づく開発行為等の審査基準 (久留米市都市建設部都市計画課) …都市計画法 **都**
- ・ その他久留米市独自に定める事項…**市**

### ■ 特定都市河川

- ① 都市部を流れる河川（河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること
- ② その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること
- ③ 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であることのいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定するものをいう。

**法**法第2条第1項 **ガ**ガイドラインP.2-1～2-4

## ■ 特定都市河川流域

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。

法 第2条第2項 ガ ガイドライン P. 2-5～2-9

## ■ 雨水浸透阻害行為

雨水浸透阻害行為雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為をさす。

- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- ② 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料により土地を覆うこと）
- ③ ゴルフ場、運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。
- ④ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）

法 第30条 政 政令第8条

## ■ 行為区域

一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲。

## ■ 雨水浸透阻害行為面積

行為区域の内、流出係数が増加する区域の面積

## ■ 対策工事

法30条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事等により、行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために申請者が自ら行う工事をいう。法 第31条第1項第3号 ガ ガイドライン P. 6-2

## ■ 対策施設

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設をいう。

## ■ 保全工事

対策施設の機能を阻害するおそれのある行為に際して、当該機能を保全するための工事をいう。ガ ガイドライン P. 6-51

## ■ 対策工事の計画についての技術基準

- ① 流出雨水量の最大値が、雨水浸透阻害行為の前より増加しないよう、対策工事の計画が定められていること。
- ② 前提とする降雨は、当該特定都市河川流域において、雨水浸透阻害行為面積が 1000 m<sup>2</sup> 以上の場合は 10 年につき 1 回の割合で発生が見込まれる降雨として、久留米市長が定めたもの。

法第 11 条 政令第 5 条 省令第 9 条、第 8 条 条例第 2 条 解説 P. 69

## ■ 流出雨水量

地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。合理式により算出する。

省令第 20 条第 2 項 ガイドライン P. 6-33

## ■ 浸透施設

雨水の流出抑制を目的として、雨水を地表あるいは地下の浅い所から地中に浸透させる施設をいう。

## ■ 貯留施設

雨水の流出抑制を目的として、雨水を一時的に貯留する施設をいう。

## ■ 防災調整池

貯留施設のうち、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。

(法第 30 条の許可を受けて行う法第 31 条第 1 項第 3 号に規定する対策工事により設置されるものを除く。) 法第 2 条第 7 項

なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。

- ① 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの。
- ② 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。
- ③ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。

## ■ 保全調整池

100 m<sup>3</sup> 以上の防災調整池のうち、法第 44 条の規定により市長が指定したものをいう。

法第 2 条第 8 項

## ■ 雨水貯留浸透施設

浸水被害の防止を目的とする浸透施設及び貯留施設をいい、防災調整池、保全調整池を含む。国、地方公共団体、民間等の設置主体は問わない。具体的には調整池、浸透ます、浸透トレーナー、浸透側溝、地下貯留浸透施設、透水性舗装が該当する。ガイドライン P. 5-8

## ■ 土地利用区分

省令第20条第3項の規定により国土交通大臣が平成16年国土交通省告示第521号で定めた土地の利用形態の区分をいう。

- ・ 宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものである。土地登記簿に記載された地目は判断の参考とするが同義ではない。

イ 現況において、建物の用に供している土地。

ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。

ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。

ガ ガイドライン P. 6-9

- ・ 池沼、水路及びため池

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。防災調整池を含む。

ガ ガイドライン P. 6-9

- ・ 道路

一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいい、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。ガ ガイドライン P. 6-9

- ・ 鉄道線路

鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。ガ ガイドライン P. 6-9

- ・ 飛行場

飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。ガ ガイドライン P. 6-9

- ・ 宅地等

「宅地等」とは、上に示された宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場をいう。法 第2条第9項

- ・ 排水施設が整備されたゴルフ場

排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。政 政令第8条第1項 ガ ガイドライン P. 6-9

- ・ 排水施設が設置された運動場その他これに類する施設

運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

政 政令第8条第1項 ガ ガイドライン P. 6-9

- ・ 締め固められた土地

上に示されたものを除き、運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。

ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。

政 政令第8条第2項 **ガ**ガイドライン P.6-9

- ・ 耕地

耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。)を含む。)をいう。

**ガ**ガイドライン P.6-10

- ・ 山地

上に示されたものを除き、平均勾配が10%以上の土地をいう。 **ガ**ガイドライン P.6-10

- ・ 林地・原野

上に示されたものを除き、平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地をいう。 **ガ**ガイドライン P.6-10

## ■ 宅地

宅地は、建物の他、駐車場や庭などを含んだ、「建物の用に供するための土地」であるため、単に建物面積だけでなく、建物と共に利用する部分も対象とする。

## 第2章 雨水浸透阻害行為許可について

### 2-1 特定都市河川流域

#### 2-1-1 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可について

法第3条により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定がされた区域においては、法第30条により特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

##### 【解説】

雨水浸透阻害行為の許可権者は、都道府県知事等とされている。さらには、雨水浸透阻害行為の許可は相当数の件数が見込まれること、また、河川区域のような一定の区域よりも特定都市河川流域は広域にわたり、違反行為の未然防止を図る点では、地域により密着した基礎自治体が行うことが適當と考えられ、地方自治体の規模に応じた事務処理能力をも勘案し、都道府県知事だけでなく、それに代わって政令指定都市、中核市の長を許可権者とされている。

福岡県内で許可権者となる自治体は表 2-1-1 に示すとおりである。

表 2-1-1 許可権者

対象市町村	許可権者	備考
福岡市	福岡市	政令市
北九州市	北九州市	政令市
久留米市	久留米市	中核市
その他	福岡県	

#### 2-1-2 特定都市河川流域界における流域変更の取り扱い

雨水浸透阻害行為による流域界の変更は、基本的に行わないものとするが、やむを得ない場合については、行為前の排水形態や下水道計画等を踏まえ、当該排水区域等を大きく変更しないことが望ましく、許可権者は、申請者に対し、事前に関連する河川や下水道等の管理者との間で十分に調整を図るよう促すことが必要である。

※ 2-1-1 法第30条、ガイドライン P. 6-3～6-4

※ 2-1-2 ガイドライン P. 6-25～6-26

## 2-2 雨水浸透阻害の許可を要する行為

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、 $1,000\text{m}^2$ 以上のものをいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次の行為
  - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
  - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

なお、許可を受けた行為区域、または、その一部を再度、開発する行為は変更許可が必要な行為となるため、 $1,000\text{m}^2$ 未満においても許可が必要である。

### 【解説】

$1,000\text{m}^2$ 以上の「雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為(1)～(3)」を行う場合は、許可が必要となる可能性があるということである。許可の要否については、行為前、行為後の土地利用形態の変更と変更する土地の面積（雨水浸透阻害行為面積）により判断する。

雨水浸透阻害行為面積は、行為前に「宅地等以外の土地」が対象であり、ケースによっては一つの開発行為（行為区域）における雨水浸透阻害行為の区域は必ずしも連続せず点在することも想定される。

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧及びケーススタディを表 2-2-1 に示す。



図 2-2-1 許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例（行為後が宅地等以外の土地）

※ 2-2 (政令で定める規模 ( $1000\text{ m}^2$ )) 政令第6条  
(次に掲げる行為) 法第30条、政令第8条、ガイドライン P.6-5～6-7

表 2-2-1 雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧及びケーススタディ

	行為前の土地利用															
	告示別表1 (宅地等)					告示別表2 (舗装された土地)		告示別表3 (土地からの流出雨水量を 増加させるおそれのある 行為に係る土地)			別表4 (別表1～3以外 の土地)					
	宅地	池沼・ 水路・ ため池	道路	鉄道 線路	飛行場	コンク リート (法面除く)	コンク リート (法面)	ゴルフ場、 運動場 類※	締固め られた 土地	山地	人工 植生 法面	林地・ 耕地・ 原野類				
行為後の土地利用	宅地	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第7条第2号の規定 により舗装された土地 における行為は許可を 要しない	法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更								
	池沼・水路・ ため池							法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこ と)								
	道路							令第8条第1号に 該当しない	令8条第1号 に該当する行為							
	鉄道線路							令第8条第2号除外規定に より該当しない	令8条第2号 に該当する行為							
	飛行場							法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない								
	コンクリート (法面除く)															
	コンクリート (法面)															
	ゴルフ場、 運動場 類※															
	締固められた 土地															
	山地															
	人工植生法面															
	林地・耕地・ 原野類															

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する

×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

## 2-3 雨水浸透阻害の許可を要しない行為

### 2-3-1 既に着手している行為の許可の取り扱い

法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次の①～④のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）については、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

- ① 既に工事に着手している行為
- ② 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ③ 事業採択されている等既に事業化されている行為
- ④ 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

#### 【解説】

①、②については、法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定日よりも前に工事着手または許可を得たものが対象となる。この場合、工事着手日がわかる資料や許可証等を基に判断を行う。

③公共事業については、既に事業化されている行為の判断は、国庫補助事業については認可日を、県市町の単独事業については、用地測量契約日をもって既に事業化されている行為と判断し、既着手行為とみなす。

なお、これによりがたい場合は、別途、協議するものとする。

④ 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為については、既に当該事業の施行に係る認可を受けているものとする。

---

※ 2-3-1 ガイドライン P. 6-13～6-15、他県事例

## 2-3-2 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲

雨水の流出量を抑制する効果の見込まれる「農地・林地の保全を目的として行う行為」や、「既に舗装されている土地において行われる行為」、「土地の一時的な利用に供する目的で行う行為」、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」については許可を要しない。

### 【解説】

#### (1) 通常の管理行為、軽易な行為

雨水浸透阻害行為の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は、次に掲げる行為をいうものであること。

##### ① 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為

政令第7条に規定する「主として農地又は林地を保全する目的で行う行為」は、次に掲げる行為であること。

###### イ 農地を保全する行為

農業農村整備事業等で該当する行為は、次に掲げる行為とすること。

ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、政令第7条第1号に規定する行為に該当しないものであること。

なお、複数の行為を併せて行う事業については、行為ごとに政令第7条第1号の規定に対する該当性を判断すること。

- i )農業用用排水施設を新設、変更又は保全する行為
- ii )農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更又は保全する行為
- iii )地表面を全面的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為
- iv )災害により被災した農業用用排水施設又は地すべり防止施設 (iii) に掲げるものに限る。) を復旧する行為
- v )災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用用排水施設、農業用道路 (拡幅の場合を除く。) 又は地すべり防止施設 (iii) に掲げるものに限る。) を復旧する行為

###### ロ 林地を保全する行為

林地を保全する行為は、次に掲げる行為とすること。ただし、これら以外の用地整備及び用排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等 の新設又は変更を行う行為については、政令第7条第1号に規定する行為に該当しないものであること。

- i )森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道 (林道規程に規定する一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。) の新築及び改築  
なお、一級林道とは林道規程に示された林道の種別であり、その幅員はトラック等での間伐木の搬出等のため、車道幅員4m (地形の状況その他やむを得ない場合にあっては、3m) とされていること。
- ii )作業道の開設

## 第2章 雨水浸透阻害行為許可について

- iii) 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事（災害により被災した林地荒廃防止施設又はすべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う工事を除く。）の実施
- iv) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施

## ② 既に舗装されている土地において行う行為

既存の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で覆うこと）された土地は、雨水の流出の度合いが高い土地であり、当該土地における補修工事等の行為は許可を要しないこと。

## ③ 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

許可を要しない仮設の建築物の建築、仮設構造物の設置及び仮設道路の設置並びに植栽により森林への復旧を行うことを条件に森林法において許可された一時的な利用に供する目的で行う行為等は、原則としてこれらの仮設物等の設置の期間が1年（建築物の建築又は工作物の設置の工事を施工するため、その工事期間中当該建築物又は工作物に替えて必要となるものとしてこれらの仮設物等を設置する場合にあっては、1年を超えるものであっても建築物又は工作物その他の仮設物の施工上必要と認める期間とする。）を超えないもの又は簡易な基礎構造物により建築又は設置されたものであること。なお、許可を要しないが、設置期間が1年を超える場合には、事業者により、法第5条に規定する雨水の一時的な貯留又は地下への浸透の努力義務に基づき、当該期間に限った仮設の流出抑制対策が行われることが望ましいこと。

## ④ その他

農業用のビニールハウス、ガラスハウスの設置が、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の転用に当たらないと都道府県農地担当部局若しくは農業委員会が判断する場合については、法第30条ただし書に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に該当すること。

また、ビニールハウス内部の底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設については、法第30条第2号に規定する土地の舗装に該当するものとして、許可を要すること。



図2-3-1 底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設

## (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

非常災害のため必要な応急措置とは、災害直後において緊急かつ応急的に行われる一時的な仮復旧及び時間的、地形的合理性の観点から緊急かつ応急的に行われる本復旧をいうこと。

また、河川等の水防活動並びに施設及び設備の応急復旧は、雨水浸透阻害行為の許可を要しないこと。

※ 2-3-2 法第30条ただし書、政令第7条、ガイドラインP.6-19～6-25

## 2-4 雨水浸透阻害行為をする土地面積の算定

雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定は、開発等の行為の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の面積の合計によるものとする。なお、面積は鉛直投影面積とする。

### 【解説】

#### ■ 雨水浸透阻害行為をする土地面積算定の手順

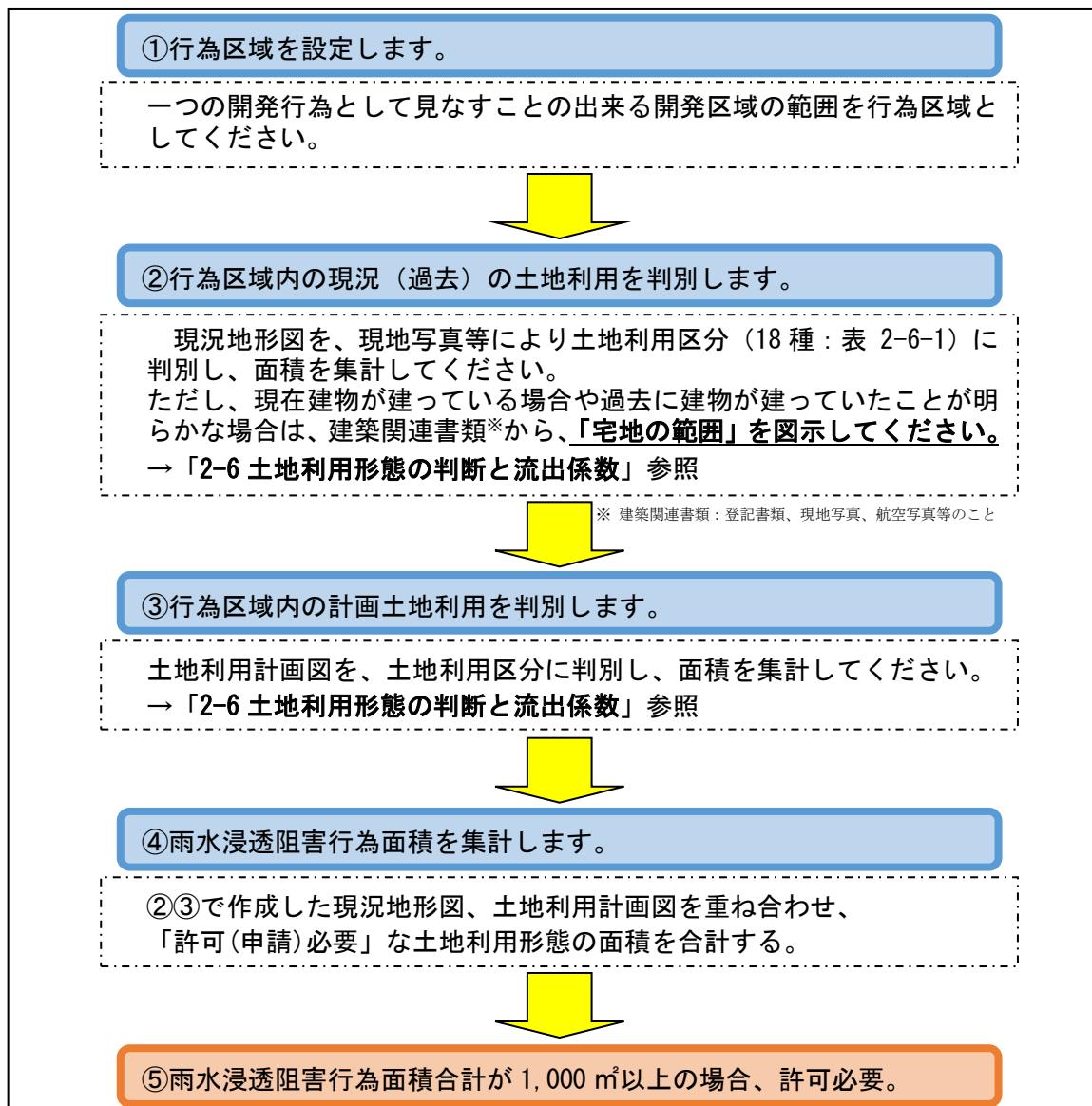


図 2-4-1 雨水浸透阻害行為面積算定の手順

※ 2-4 ガイドライン P. 6-12～6-13

## 2-5 行為区域と一体の開発行為の定義

### 2-5-1 行為区域の定義

行為区域とは、一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲とする。

雨水浸透阻害行為の面積の算定及び雨水浸透阻害行為許可は、行為区域について行う。

#### 【解説】

雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模は、一つの開発行為と見なすことができる開発行為の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積とする。

一体の開発行為とみなす範囲は、各許可権者が定めた都市計画法に基づいて決定する。

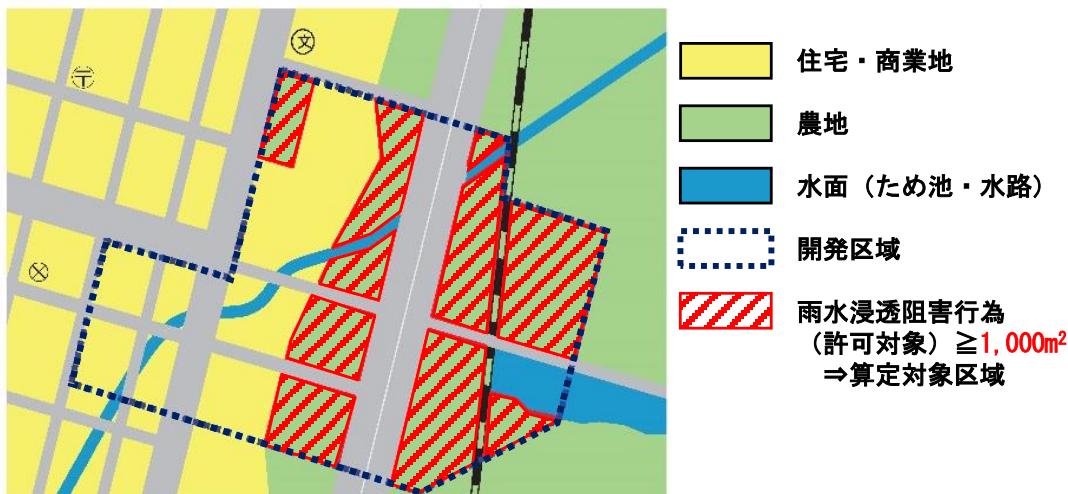


図 2-5-1 雨水浸透阻害行為に係る土地の面積の算定イメージ

「一体の開発行為とみなす範囲」については、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（久留米市都市建設部都市計画課）」を準用するものとする。

※ 2-5-1 ガイドライン P. 6-12～6-13、都市計画法 P. 1～4

## 2-6 土地利用形態の判断と流出係数

### 2-6-1 土地利用形態の判断

土地利用形態の判断に当たっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点における土地利用について、登記書類、現地写真、航空写真等により判断する。

#### 【解説】

登記簿に記載された地目があるが、必ずしも現状の土地利用を正確に反映していないこと、法律、政令で規定する宅地等の区分と合致しないことから、判断指標の基本事項とはするものの、決定に当たっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類及び現地写真、航空写真等により判断することとし、これにより難い場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断することとする。

## 2-6-2 行為前の宅地の範囲

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目等を参考に判断する。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。

- ・現況において、建物の用に供している土地
- ・過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地
- ・近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地

宅地のうち、公園内の図書館、運動場の観覧席、ゴルフ場のクラブハウス等、土地利用における建物等の敷地とそれ以外の敷地の割合が一般的な宅地と大きく異なる土地については、建物等の敷地の範囲を特定の上、「宅地」の流出係数を適用する。

### 【解説】

宅地面積の算定について、「宅地」は、建物の他、駐車場や庭などを含んだ、「建物の用に供するための土地」であるため、単に建物面積だけでなく、建物と共に利用する部分の面積を算出する必要がある。

ガイドラインの「流出係数の適用」で示されている「宅地のうち、土地利用における建物等の敷地とそれ以外の敷地の割合が一般的な宅地と大きく異なる土地」の「大きく異なる場合の判断」は、建物以外の土地の面積Bが宅地全体の面積A+Bの7割以上を占めるか、もしくは、建物以外の土地の面積Bが1,000m<sup>2</sup>以上の場合とする。この場合、行為前の宅地面積の算定は、建物等の敷地の範囲を特定の上、「宅地」の流出係数を適用する。

「宅地の範囲」に含まれない残りの土地については、後述する表 2-6-1 に示す土地利用区分毎に面積を求める。

計画地が現在、更地の状態であっても、過去に建物が建っていたことが証明できる場合は、宅地面積の算定は既設建物がある場合と同様の手順で行う。

宅地範囲を上記のとおり、条件を面積割合と面積規模でそれぞれ縛ったのは、一般的な宅地の最低建ぺい率が30%であることと、面積割合だけでは大規模開発の場合において、建物とそれ以外の土地がそれぞれ広い場合にまとめて宅地と判断されるケースが生じるためである。

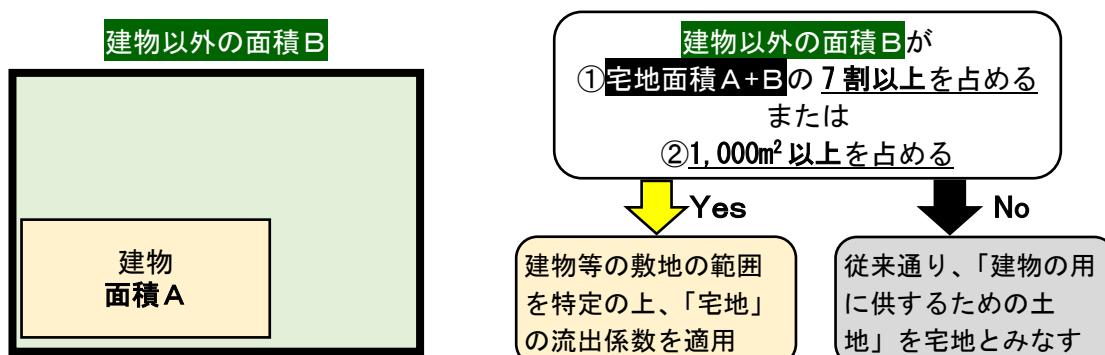


図 2-6-1 行為前の宅地範囲について

※ 2-6-2 ガイドライン P. 6-8～6-10、6-32、他県事例

## 2-6-3 土地利用区分と流出係数

土地利用形態の区分（土地利用区分）及び流出係数は、表 2-6-1 のとおりとする。

## 【解説】

土地利用形態の区分及び形態ごとの流出係数は、平成 16 年国土交通省告示第 521 号による。土地利用形態ごとの定義はガイドラインによる定義を基本とした。

**流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示  
(平成 16 年国土交通省告示第 521 号)**

特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号）第 20 条第 3 項の規定に基づき、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示を次のように定める。

**流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示**

第 1 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号）第 20 条第 3 項に規定する流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数（以下「流出係数」という。）は、別表 1 から別表 4 までの上欄に掲げる土地利用の形態の区分に応じ、これらの表の下欄に掲げる値とする。

第 2 前項に定める流出係数により難いときは、前項の規定にかかわらず、当該雨水浸透阻害行為を行おうとする区域における雨水の流出試験（以下「現場試験」という。）により得られた値を用いることができる。この場合において、現場試験の方法は、国土交通大臣が別に定める方法によるものとする。

**別表 1 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項に規定する「宅地等」に該当する土地（法第 30 条第 1 号関係）**

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路（法面を有しないものに限る。）	0.90
道路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0.90
鉄道線路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
飛行場（法面を有しないものに限る。）	0.90
飛行場（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値

**別表 2 補装された土地（法第 30 条第 2 号関係）**

土地利用の形態	流出係数
コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた上地（法面を除く。）	0.95
コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00

**別表 3 その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地（法第 30 条第 3 号関係）**

土地利用の形態	流出係数
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.50
運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50

**別表 4 別表 1 から別表 3 までに掲げる土地以外の土地**

土地利用の形態	流出係数
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

※ 2-6-3 ガイドライン P. 6-9～6-11、6-32～6-33

表 2-6-1 土地利用区分（1）

土地利用形態	流出係数	定義
①宅地	0.9	宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいう。 ・現況において、建物の用に供している土地。 ・過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ・近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地 ※なお、太陽光発電の用に供している土地は宅地と判断する。
②池沼 ③水路 ④ため池	1.0	常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。なお、特定都市河川流域に指定以前に設置された防災調整池も含む。
⑤道路 ⑥(法面)	■0.9 (法面を有しない) ■法面(不浸透性の材料に覆われた法面 1.0、植生に覆われた法面 0.4 とする。) 及び法面以外の土地 (0.9 とする。) の面積により加重平均。	一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路かどうかを問わない。
⑦鉄道線路 ⑧(法面)	■0.9 (法面を有しない) ■法面(不浸透性の材料に覆われた法面 1.0、植生に覆われた法面 0.4 とする。) 及び法面以外の土地 (0.9 とする。) の面積により加重平均。	鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。
⑨飛行場 ⑩(法面)	■0.9 (法面を有しない) ■法面(不浸透性の材料に覆われた法面 1.0、植生に覆われた法面 0.4 とする。) 及び法面以外の土地 (0.9 とする。) の面積により加重平均。	飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。 (ターミナル、格納庫、事務所、滑走路、エプロン、芝等)
⑪不浸透性の材料に覆われた土地 (法面以外)	0.95	○舗装された土地 コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地（法面を除く。）
⑫不浸透性の材料に覆われた法面	1.0	○舗装された土地 コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面。
⑬排水施設が整備されたゴルフ場	0.5	排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。（排水平面図等確認のこと）

表 2-6-2 土地利用区分（2）

土地利用形態	流出係数	定義
⑭排水施設が設置された運動場その他これに類する施設	0.8	運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。 (野球場、陸上競技場、サッカー場等)
⑮締め固められた土地	0.5	運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。 ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。
⑯山地	0.3	平均勾配が 10%以上の土地 (①から⑯、⑰、⑱-1 及び⑱-2 に掲げるものを除く。) をいう。)
⑰人工的に造成され植生に覆われた法面	0.4	人工的に造成され植生に覆われた法面をいう。 土地利用は法面のみとし、兼用の場合は別として扱う。 平均勾配が 10%以上の土地 ※範囲を特定すること。(連続する工作物等)
⑱-1 林地・原野	0.2	平均勾配が 10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地 (①から⑯、⑰及び⑱-2 に掲げるものを除く。) をいう。
⑱-2 耕地	0.2	耕作の目的に供される土地 (水田 (灌溉中であるか否かを問わない。) を含む。) をいう。田・畑など示す。  また、花壇や植栽帯など通常、人や車の出入りがなく、ほぐした状態が維持される場所であれば、耕地扱いとする。  なお、公園や庭の「芝生 (広場)」も「計画」において、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となって、維持されるものについては、耕地として扱うことも可能。 ※範囲を特定すること。(連続する工作物等必要)

## 2-7 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画について

### (1) 基本的な考え方

対策工事は、雨水浸透阻害行為区域内又は当該区域に隣接して行う事を原則とすること。対策工事により、河川流域、下水道の排水区域等（以下この項において「排水区域等」という。）の変更が行われていないことを原則とする。

対策工事は、基準降雨が生じたときの行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。以下同じ。）における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の最大値について、行為前の行為区域の土地利用状況に応じた流出雨水量に比べて増加することのないよう抑制するものであること。

### (2) 施設の設置箇所

やむを得ず対策工事を雨水浸透阻害行為と離れた箇所で行う場合には、次に掲げる事項が遵守されていることを標準とする。

① 雨水浸透阻害行為区域と対策工事を行う箇所の間を含め、関連する河川、下水道等の管理者との調整が整っていること。

② 対策工事の集水区域には雨水浸透阻害行為区域を含むこと。

ただし、地形地質法の制約及び事業の特性により、これらにより難い場合は、申請者及び関係部局と流域の治水安全度を確保することを前提として十分調整を図ること。

### (3) 排水区域等の変更

やむを得ず排水区域等の変更を行う場合は、関連する河川又は下水道等の管理者との調整を図ること。

### (4) その他

雨水の浸透に適した地域における対策工事としては、浸透施設が健全な水循環に資することに加え、一般的に対策工事の規模が小規模となる場合には経済性の観点から浸透施設によることが望ましい。

また、対策工事に係る雨水貯留浸透施設は、周辺の環境に配慮したものであることが望ましい。

---

※ 2-7 ガイドライン P. 6-25～6-30

【解説】

(1) 法第31条第1項第2号に規定する対策工事は雨水浸透阻害行為による雨水流出の増加を防ぐ目的で実施されることから、当該区域内又は当該区域に隣接して行うことを原則とする。(図 2-7-1 参照)

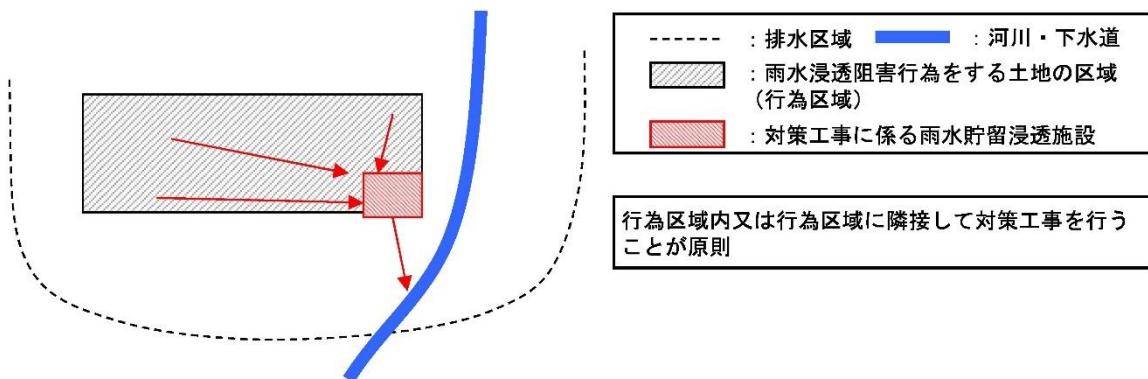


図 2-7-1 行為区域内又は行為区域に隣接して行う対策工事のイメージ

対策工事により排水区域等の変更、すなわち、従前からの雨水の流出先の変更が行われると、変更により新たに雨水が流出することになる河川、下水道等の治水安全度が低下することも想定されるため、対策工事により、行為前後において排水区域等の変更が行われていないことを原則とする。(図 2-7-2 参照)

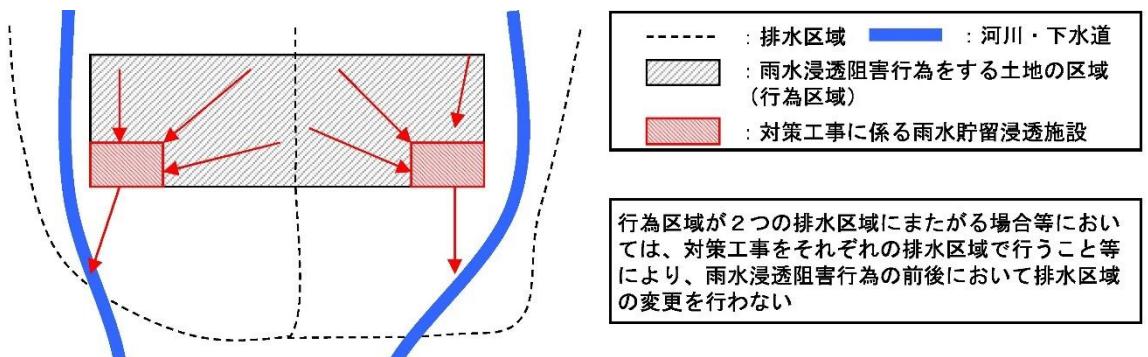


図 2-7-2 行為区域が複数の排水区域等にまたがる場合のイメージ

対策工事の基本的な考え方は、基準降雨（3-5 基準降雨 参照）が生じたときの雨水浸透阻害行為の前後における流出雨水量が増加する分を抑制することにある。流出雨水量は雨水浸透阻害行為の前後における土地の利用形態に応じて変化するため、土地利用の変化による最大流出量を行為後において、行為前以下までに抑制するものである。したがって、雨水貯留浸透施設からの許容放流量は、雨水浸透阻害行為の前後で行為区域からの流出雨水量が増加することのないよう設定するものとする。

(2) (1)に掲げる原則を例外として、対策工事を雨水浸透阻害行為と離れた箇所で行う場合には、雨水浸透阻害行為により行為区域からの流出雨水量が変化することを踏まえ、雨水浸透阻害行為区域と対策工事を行う箇所の間の河川、下水道等の管理者と調整が整っていることが必要である。また、対策工事の目的は雨水浸透阻害行為により増加する流出雨水量の抑制であることから、対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域には行為区域が含まれることが、遵守すべき事項として標準とされていることに留意する。(図 2-7-3 参照)

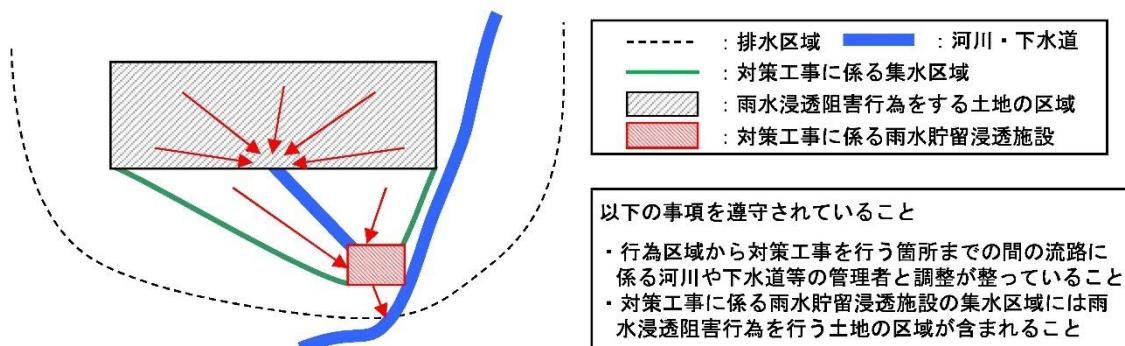


図 2-7-3 対策工事を行為区域から離れた場所で行う場合のイメージ

地形地質上の制約及び事業の特性により、これらの条件を満足することができない場合には、流域の治水安全度を確保することを前提として、申請者及び関係部局で十分調整を図る必要がある。

(3) 小規模な谷地形が連続する地域における道路事業等の実施に伴う対策工事を計画する場合等に、流域毎に雨水貯留浸透施設を設ける対策工事に代えて、やむを得ず対策工事により排水区域等の変更が行われる場合には、行為前の排水形態や下水道計画等を踏まえ、当該集水区域等を大きく変更しないことが望ましく、申請者に事前に関連する河川又は下水道管理者等と十分に調整を行うよう指導することが必要である。(図 2-7-4 参照)

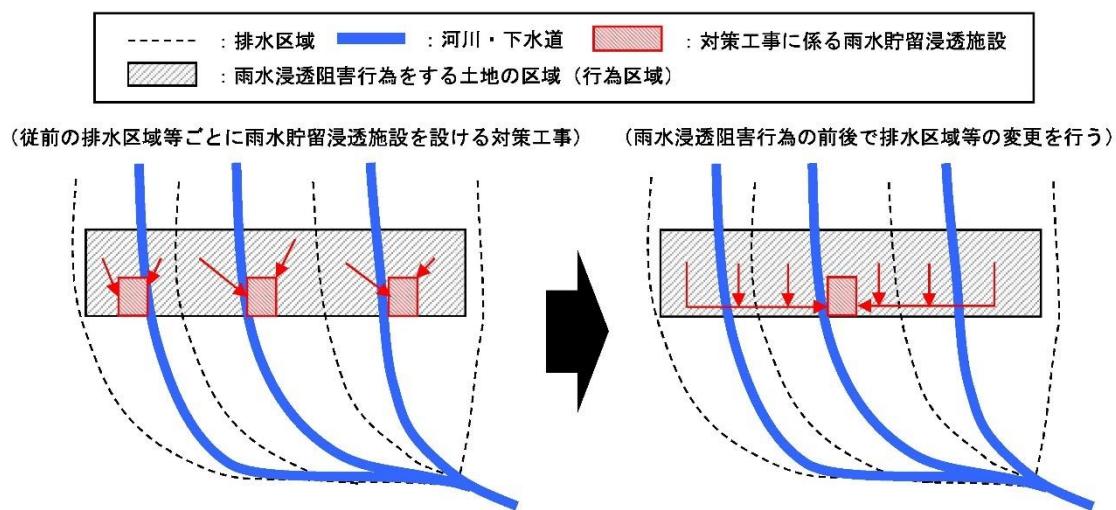


図 2-7-4 雨水浸透阻害行為の前後で排水区域等の変更を行う場合のイメージ

## 2-8 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置

ひとつの雨水浸透阻害行為の行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶときの許可の事務は、次に掲げる事項によること。

- ① 雨水浸透阻害行為が複数の行政区域にまたがる場合は、許可申請はそれぞれの行政区域の許可権者に対して行うこと。
- ② 各許可権者に提出される申請書の内容は、同一のものとし、複数の許可権者の行政区域にまたがる雨水浸透阻害行為のすべての内容を網羅したものであること。

### 【解説】

法第30条及び令第6条に基づき必ずそれぞれの許可権者に対して許可申請が必要となる。各許可権者に対して提出される申請書の内容は、同一のものとし、各許可権者が雨水浸透阻害行為の全体の内容を把握し対策工事の妥当性について判断することを可能とする。

---

※ 2-8 ガイドライン P. 6-17～6-19

## 2-9 雨水浸透阻害行為変更許可

### 2-9-1 変更の許可等（法第37条変更許可、変更届）

雨水浸透阻害行為の許可を受けた後に、申請した事項の変更をしようとする場合は、変更許可を受けなければならない。

ただし、軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

#### 【解説】

「変更の許可」については、雨水浸透阻害行為の場合、その行為対象となる土地の面積等を変更した場合、雨水の流出量が変化することから、その変更に併せて必要な雨水貯留 浸透施設の規模も変更しなければならない。許可を受けた雨水貯留浸透施設の規模等を変更する場合はあらためて変更許可の申請が必要である。

また、届出が必要な軽微な変更の内容は、「工事の着手予定日又は完了予定日の変更」である。

---

※ 2-9-1 法第37条、省令第24条

## 2-9-2 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為（法第39条許可）

完成後の雨水貯留浸透施設に対する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者はあらかじめ許可を受けなければならない。

## ① 許可の対象となる行為

法第39条第1項の規定に基づき都道府県知事等の許可の対象となる、対策工事により設置された雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為の例は、次に掲げる行為である。

- (i) 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
  - ・塵芥又は土砂の投棄
  - ・建設資材等を置くこと
- (ii) 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
  - ・調整池等の堤防の掘削
  - ・浸透機能を発揮する部分の閉塞
- (iii) 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は出口の形状を変更する行為
  - ・流入口又は出口の閉塞又は径の変更

## ② 適用除外

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為に関する許可の適用除外となる行為の例は、次に掲げる行為である。

## (i) 通常の管理行為

管理設備及びスクリーン等の設置等雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為

## (ii) 軽易な行為

仮設の建築物の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

## (iii) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

水防活動並びに災害復旧における一時的な流入口又は出口の閉塞その他の河川等に係る施設及び設備の応急復旧

## 【解説】

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設は、特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の許可要件として設置されるものであり、特定都市河川流域における浸水被害を防止するためには、雨水貯留浸透施設の機能を確実に担保することが必要であるため、当該機能を阻害するおそれのある行為については許可を要する。

※ 2-9-2 法第39条、政令第13条、ガイドライン P.6-50～6-51